

対象の防犯機器等の購入・設置で、

※購入・設置費用の3/4

最大3万円を補助

住まいの防犯対策を支援します！

対象の防犯機器

(令和7年4月1日以降に購入・設置したもの)

(例)



家庭用防犯カメラ



カメラ付き
インターホン



防犯錠・補助錠



センサーライト
センサーアラーム



防犯フィルム
防犯ガラス

受付期間

令和7年8月1日(金)～令和8年2月28日(土)

(予算の上限に達した場合、期日より早く終了することがあります。)

申請方法

- ▶ オンライン
- ▶ 郵送
- ▶ 窓口

早くて
便利です

くわしくは
区ホームページを
ご覧ください



対象者

申請日時点で板橋区に住民登録があり、その住所に居住している世帯の方

対象機器（住宅への侵入盗被害防止に有用な防犯機器等）

（例示）

家庭用防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、センサーライト、センサーアラーム、防犯フィルム、防犯ガラス、防犯性の高い錠、補助錠、防犯砂利など
（その他機器についてはお問い合わせください）



申請について

申請書兼請求書と①～④の書類（写し）を添付のうえ、申請してください。
（申請書兼請求書は区ホームページからダウンロードしていただくか区役所窓口で配付しています）

- ①本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）
- ②領収証（宛名、領収日、領収金額、品目、販売店が記載されているもの）
- ③購入機器設置後の写真
- ④振込先口座の預金通帳もしくはキャッシュカード

※領収書の宛名及び振込口座の名義は、申請者名と同一にしてください。

オンライン▶
申請フォーム



早くて便利です

郵送：〒170-0013 豊島区東池袋1-9-6-6F
板橋区防犯機器等購入補助事務局

窓口：防災危機管理課（板橋区役所南館4階²⁵窓口）

よくある問い合わせ

- 共同住宅や賃貸住宅にお住まいの場合でも申請可能です。
（物件の所有者や管理者の承諾が必要）
- 申請は1世帯につき1回となります。
- 複数の機器を合算して申請することができます。
- 防犯カメラ等、カメラ付きの機器を設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住宅等の居住者、所有者・管理者等に事前に説明を行い、同意を得てください。
- 集合住宅の所有者や管理組合等、居住者以外の方が申請することはできません。
- 店舗や事務所としてのみ使用している物件は対象外です。
- 防犯機器の撤去費や処分費、諸経費（手数料や送料等）は対象外です。

くわしくは
区ホームページを
ご覧ください

